

課題 1 (必須)

国際連合憲章（以下「憲章」という。）は、いわゆる集団安全保障体制を前提としており、自衛権の行使の場合を除いて個別国家による独自の判断に基づく武力行使を禁止している。

国際連合の集団安全保障体制に関連して、下記の資料を参考にしながら、次の問いに解答しなさい。

- ① 憲章（資料1）は、「国際の平和と安全」の維持に主たる責任を有する安全保障理事会について、その決定の拘束力（第25条）、表決手続（第27条）及び権限（第39条）等を定めることを通じて、国際連合の「集団安全保障」体制を整備した上で、これを前提としつつ、自衛権の行使（第51条）を例外として個別国家による独自の判断に基づく武力行使を禁止している（第2条第4項）。では、憲章は、安全保障理事会がどのような条件の下で、どのような権限を行使して、国際の平和と安全を維持する責任を果たすことを想定しているのだろうか。憲章の文言に言及しつつ、国際連合の集団安全保障体制について簡潔に説明する文書を作成しなさい。
- ② その上で、1990年8月2日から1991年1月17日に湾岸戦争が勃発するに至るまでの、安全保障理事会の行動について、具体的な安全保障理事会決議（資料2～4）及び事態の経緯の年表（資料5）に基づきながら、集団安全保障体制の作動という観点から平明に説明する文書を作成しなさい。

資料1 国際連合憲章 (抄)

第二条

(前略) 加盟国は、(中略) 次の原則に従って行動しなければならない。

1～3 (略)

4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

5～7 (略)

第二十五条

国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する。

第二十七条

- 1 安全保障理事会の各理事国は、一個の投票権を有する。
- 2 手続事項に関する安全保障理事会の決定は、九理事国の賛成投票によって行われる。
- 3 その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む九理事国の賛成投票によって行われる。(後略)

第三十九条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第五十一条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。(後略)

(注) 国際連合憲章第41条は非軍事的措置、第42条は軍事的措置に関する規定である。

資料2 安全保障理事会決議660 (1990)

安全保障理事会は、

1990年8月2日のイラク軍によるクウェートの侵攻に憂慮を抱き、
イラクのクウェート侵攻につき国際の平和と安全の破壊が存在すると決定し、
国際連合憲章第39条及び第40条の下に行動して、

- 1 イラクのクウェート侵攻を非難する。
 - 2 イラクがすべての兵力を1990年8月1日に駐留していた地点まで直ちに無条件に撤退させるよう要求する。
- 3～4 (略)

出所：横田洋三編『国連による平和と安全の維持』（国際書院，2000年）を基に作成。

資料3 安全保障理事会決議661 (1990)

安全保障理事会は、

(中略)

国際連合憲章第7章の下に行動して、

- 1 イラクが決議660 (1990) の第2項をこれまで遵守していないこと及びクウェートの正統政府の権威を侵害したことを決定する。
 - 2 この結果、イラクによる決議660 (1990) の第2項の遵守を確保し、クウェートの正統政府の権威を回復するため、以下の措置をとることを決定する。
 - 3 すべての国家は次のことを防止しなければならない。
 - (a) イラク又はクウェートを原産地とし、かつ、この決議の日の後にイラク又はクウェートから輸出されるすべての产品及び製品の自国の領域への輸入
 - (b) (略)
 - (c) イラク若しくはクウェートにおけるいずれかの者若しくは団体に対して (中略) 行われる自国民による、自国の領域からの又は自国籍船の使用による產品又は製品 (中略) の販売又は供給 (後略)
- 4～11 (略)

出所：田中則夫／薬師寺公夫／坂元茂樹編集代表『ベーシック条約集2013』（東信堂）を基に作成。

(注) 国際連合憲章第7章は、第39条～第51条から成る。

資料4 安全保障理事会決議678（1990）

安全保障理事会は、

（中略）

国際連合憲章第7章の下に行動して、

- 1 イラクが決議660（1990）及びその後のすべての関連決議を完全に履行することを要求し、（後略）
 - 2 クウェート政府に協力している加盟国に対し、上の1項に述べたようにイラクが前記諸決議を1991年1月15日以前に完全に実施しない場合には、決議660（1990）及びその後のすべての関連決議を支持し及び実施するために、並びに、その地域における国際の平和と安全を回復するために、すべての必要な手段を用いることを許可する。
- 3～5（略）

出所：田中則夫／薬師寺公夫／坂元茂樹編集代表『ベーシック条約集2013』（東信堂）を基に作成。

資料5 湾岸戦争の勃発と収束

日付	事態
1990. 8. 2	イラクによるクウェート侵攻 安保理決議660採択
1990. 8. 6	安保理決議661採択
1990. 8	サウジアラビアの要請に基づき、米国等は同国に部隊派遣
1990. 11. 29	安保理決議678採択
1991. 1. 9	ペーカー米国国務長官とアジズ・イラク外相との会談（於ジュネーヴ）は不調に終了
1991. 1. 17	米国等の多国籍軍によるイラク空爆開始
1991. 2. 22	米国はイラクが即時撤退を開始しなければ地上作戦も辞さないと声明
1991. 2. 23	多国籍軍による地上作戦開始
1991. 2. 28	イラクによる関連安保理決議の受諾表明
1991. 4. 3	安保理決議687に基づく停戦成立

出所：外務省『外交青書 わが外交の近況 1991年版（第35号）』を基に作成。

出題の趣旨（課題1）

本問は、1990年8月2日のイラクによるクウェート侵攻から1991年1月17日の湾岸戦争勃発に至る期間に国際連合安全保障理事会（安保理）が採択した一連の決議を、国連憲章が定める集団安全保障体制が具体的に作動した例として、簡潔に説明することを求めるものである。

国連憲章は、集団安全保障体制を前提とし、自衛権の行使の場合を除き、個別国家による独自の判断に基づく武力行使を禁止している。では、この集団安全保障体制とはいかなるものであるのか、憲章の条文の文言に言及しつつ解説することが求められる。

憲章の定める集団安全保障体制とは、「平和に対する脅威」等を認定した上で、国際の平和及び安全を維持・回復するための措置を決定する権限を、個々の加盟国にではなく、安保理に与えることによって、国連加盟諸国の安全を保障する集権的な体制である（憲章第39条）。脅威等の認定、及び措置の決定の権限を持つ安保理の決定は拘束力を持つ（憲章第25条）。ただし、安保理の表決については、常任理事国には拒否権が認められるなど、その手続が定められている（憲章第27条）ので、常任理事国による脅威認識の共有が決議採択の政治的条件となっている。このように集団安全保障体制を定めた上で、国連憲章は、自衛権の行使（憲章第51条）を例外として、個別国家による独自の判断に基づく武力行使を禁止している（憲章第2条第4項）。憲章が認める安保理の法的権限と、その政治的含意を読み解く理解力がここでは問われる。

本問は、現実の安保理決議及び事態の経緯を整理した年表に基づきながら、安保理がどのような条件の下で、どのような権限を行使して、国際の平和と安全を維持する責任を果たすことが国連憲章において想定されているのかを平明に説明する能力を試すという狙いを持つ。

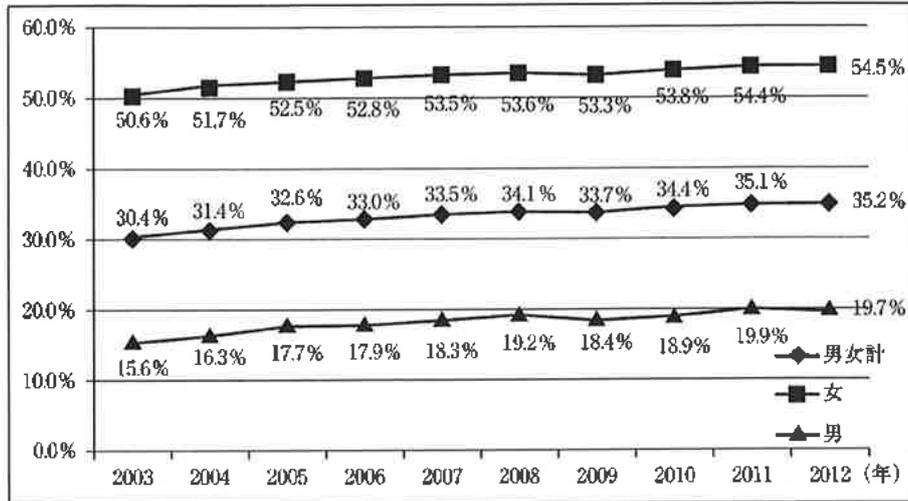
課題2 (選択)

若年者の雇用に関しては資料に見られるように様々な問題があるが、雇用形態に関する問題と雇用の入り口をいかに整備するかの問題とに分けて考えることができる。雇用形態に関する問題については、非正規（正社員・正職員以外の雇用形態）の雇用者が雇用者全体に占める割合が上昇していることに加え（資料1）、正規の職員を希望しているにもかかわらずこうした雇用形態についている者が相当程度存在しているといった状況がある（資料2）。また、新卒者が正社員・正職員として雇用されないと生涯賃金に大きな差が生じることが懸念される（資料3）。このほかにも非正規雇用については様々な問題があるが、若年者の雇用問題を含むこれらの問題への対応については、トライアル雇用、ジョブ・カード制度等が実施されている。

以上の記述を踏まえ、次の問いに解答しなさい。

- ① 資料4では、卒業時（卒業年）による有利不利を示す「世代効果」と呼ばれている事象を見ることができる。世代効果が生じる要因とその影響を述べるとともに、これを改善するための施策を提案しなさい。
- ② 資料5は、「七五三現象」と呼ばれるもののうち、大卒者の状況を示したものである。「七五三現象」が生じる要因を述べるとともに、これを改善するための施策を提案しなさい。

資料1 非正規の職員・従業員の割合の推移



(注) 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合である。
出所：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

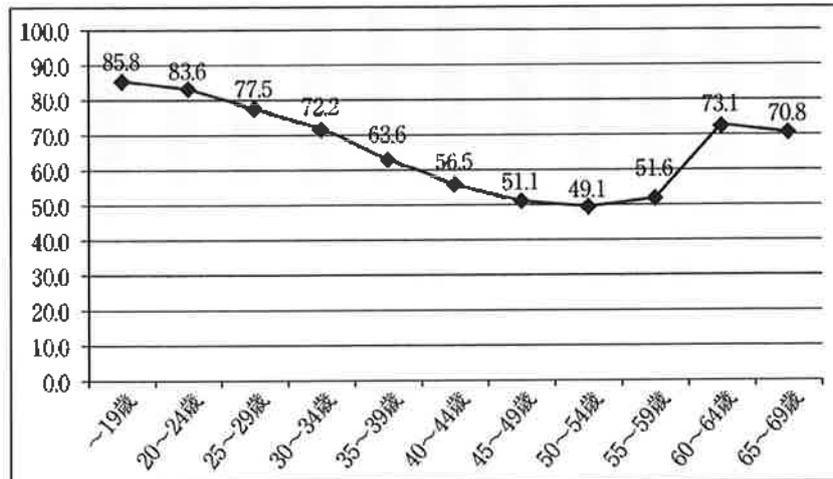
資料2 現職の雇用形態について主な理由（非正規の職員・従業員）

(万人, %)

	男女計		男		女	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
非正規の職員・従業員	1870	-	600	-	1270	-
自分の都合のよい時間に働きたいから	418	23.9	120	21.9	298	24.8
家計の補助・学費等を得たいから	390	22.3	66	12.0	324	27.0
家事・育児・介護等と両立しやすいから	180	10.3	3	0.5	177	14.8
通勤時間が短いから	65	3.7	14	2.6	51	4.3
専門的な技能等をいかせるから	139	7.9	67	12.2	72	6.0
正規の職員・従業員の仕事がないから	348	19.9	171	31.1	177	14.8
その他	210	12.0	108	19.7	101	8.4

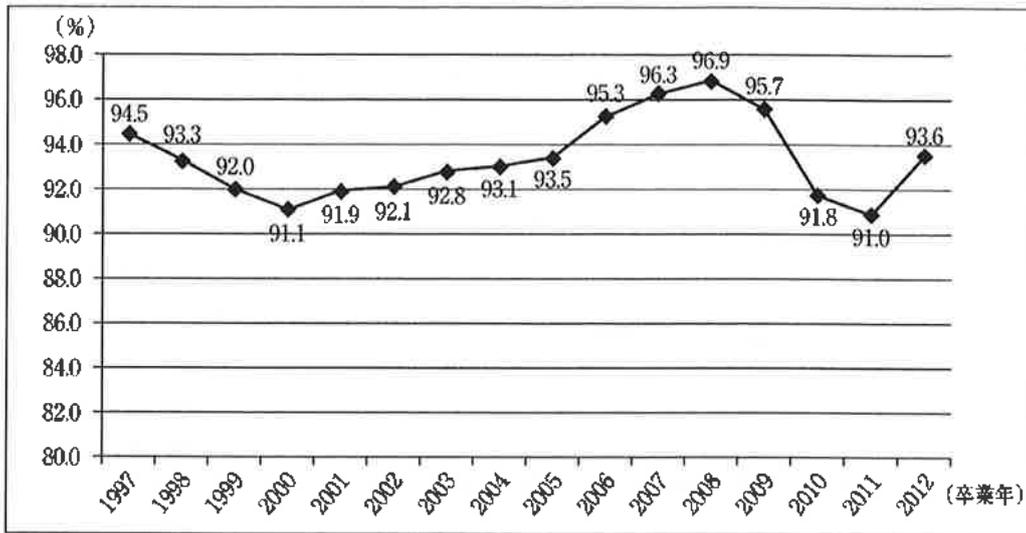
出所：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」平成25年1～3月期平均（速報）

資料3 正社員とそれ以外の者との賃金格差



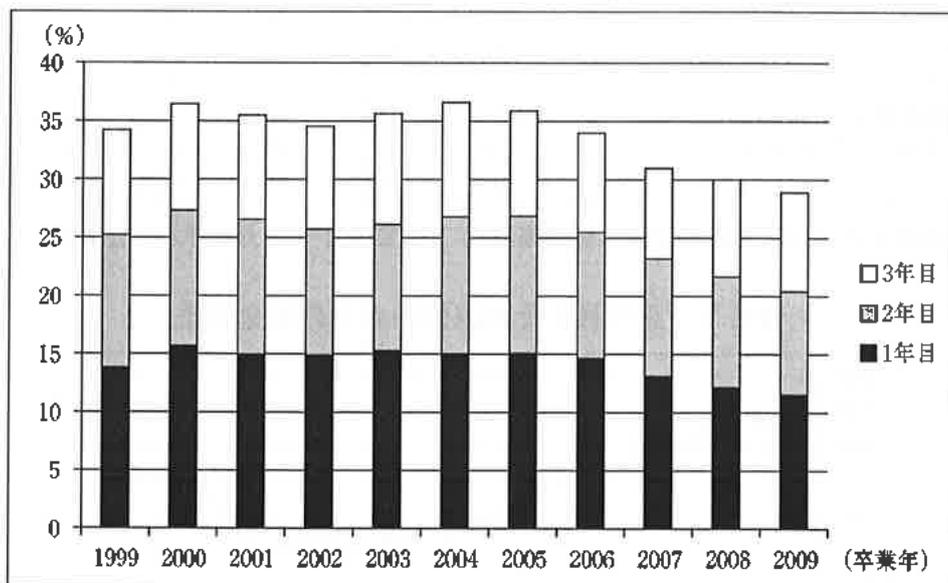
(注) 決まって支給する現金給与額（学歴計）について、正社員・正職員を100とした場合の正社員・正職員以外の賃金水準である。
出所：厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

資料4 就職内定率の推移（大学卒）



(注) (卒業直後の) 4月1日現在の内定率である。
 出所：文部科学省・厚生労働省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」

資料5 新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移（大学卒）



出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

出題の趣旨（課題2）

本問は、若年者の雇用に関する問題の背景と改善策を考えさせる問題である。雇用者に占める非正規労働に就く者の割合は男女計でおよそ1/3に達し、比較的若い層の非正規労働者も多く見られる。今後、グローバル化の進展などによって、雇用形態の多様化が進むと見られる一方で、正規と非正規の間の待遇の格差は依然として大きいと言われている。非正規労働に就く者の中にも正社員になりたい者は多いが、現実には容易ではない。こうした背景の中で、新卒時の就職活動がうまくいかなかった若者をどう支援するかが問われている。

本問は、こうした状況に対して、我が国固有の雇用システム、大学生・高校生などの就職活動の実態、非正規労働の若者の現状などを総合的に把握して、現実的な施策を提案できる能力を有しているかを見極める狙いがある。

課題3 (選択)

我が国の生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づいて、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度である。

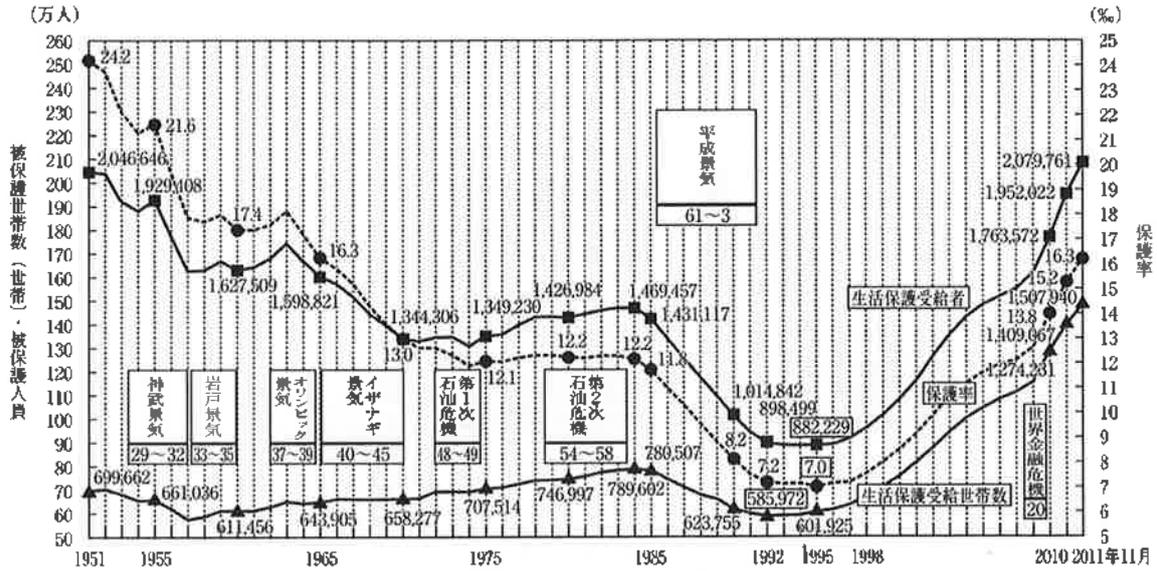
生活保護受給者数は平成7年を底に増加を続けている。この要因は、国際環境の変化、我が国の経済状況の悪化、東日本人震災での被災等の厳しい社会経済情勢の影響を受けて、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」が急増するとともに、高齢社会が到来したこと等であると考えられる。生活保護の受給者数は、平成24年3月末現在では210万8096人となった。

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において、生活保護制度の見直しについては、国が地方自治体とともに具体的に検討し、取り組むこととされ、また、社会保障制度改革推進法附則第2条により、生活保護制度に関し、政府は生活扶助（食費・被服費・光熱費等日常生活に必要な費用に対応した扶助）、医療扶助（医療サービスの費用に対応した扶助）等の給付水準の適正化等の見直しを早急に行うこととされた。そして、今年5月に、生活保護法の一部を改正する法律案が閣議決定された。こうした生活保護の見直しは、生活保護費の削減につながると考えられる。また、一方では、消費税増税が予定されているほか、日本銀行が物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%としており、円安による物価上昇も考えられる。

憲法の理念にかなうかたちで次の問いに解答しなさい。

- ① 資料1～4を踏まえて来るべき経済・社会像を展望したとき、生活保護制度についてどのような構造的な問題があると考えられるか。
- ② 資料5, 6から分かるように現在の生活保護制度は問題を抱えている。仮に生活保護の引下げを行わない場合、どうすればこの問題は解消可能かについて論じなさい。
- ③ 資料7, 8に見られるよう、兵庫県小野市では生活保護受給者の浪費を見つけた市民に情報提供を求める「福祉給付制度適正化条例」が成立し、神奈川県川崎市では同様の施策は採られなかった。両市の施策にはそれぞれどのような理念があると考えられるか。

資料1 生活保護受給世帯数等の推移



出所：厚生労働省「平成24年版 厚生労働白書」

資料2 世帯類型別生活保護受給世帯数の推移

◆平成12年度

	生活保護受給世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数 (構成割合(%))	750,181 (100)	341,196 (45.5)	63,126 (8.4)	290,620 (38.7)	55,240 (7.4)

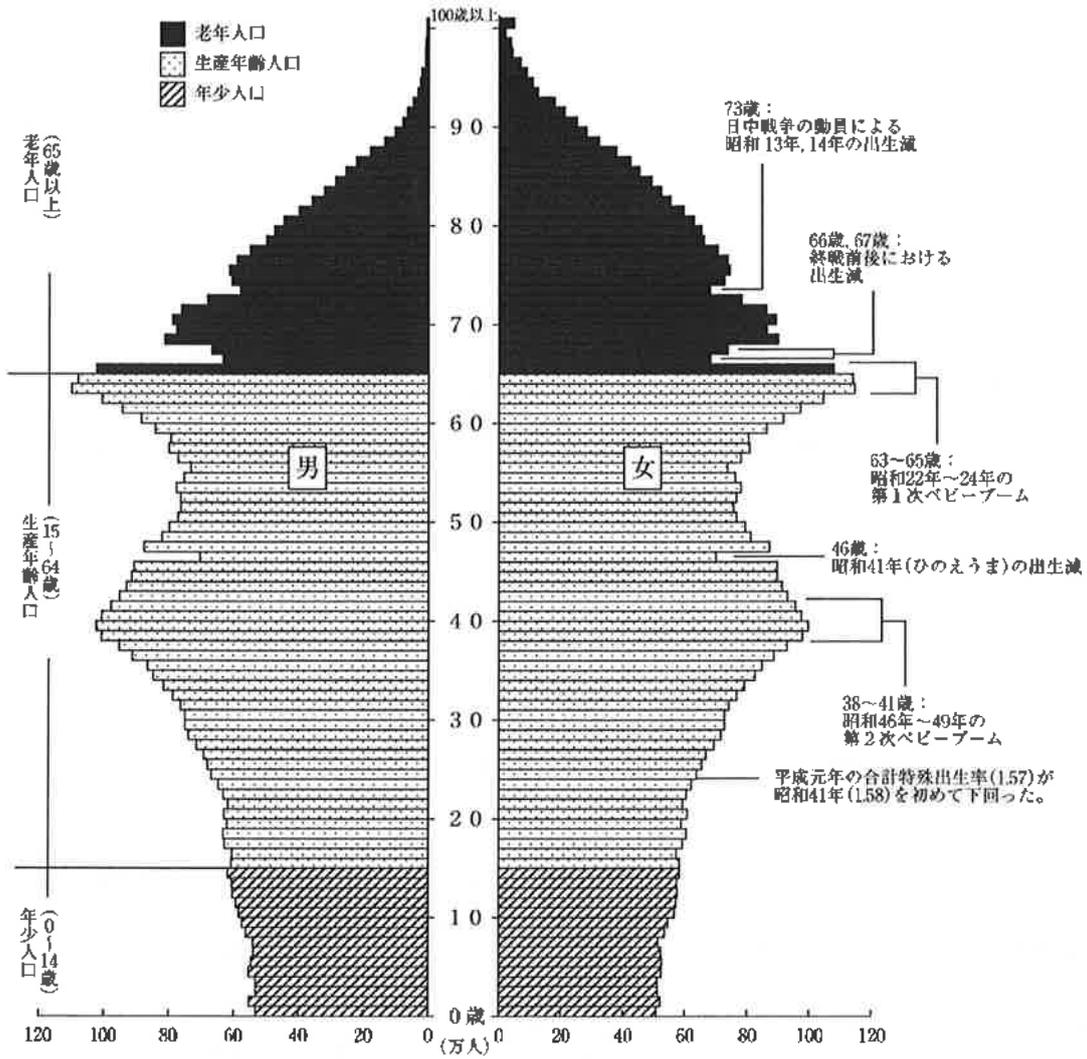


◆平成22年度

	生活保護受給世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数 (構成割合(%))	1,405,281 (100)	603,540 (42.9)	108,794 (7.7)	465,540 (33.1)	227,407 (16.2)

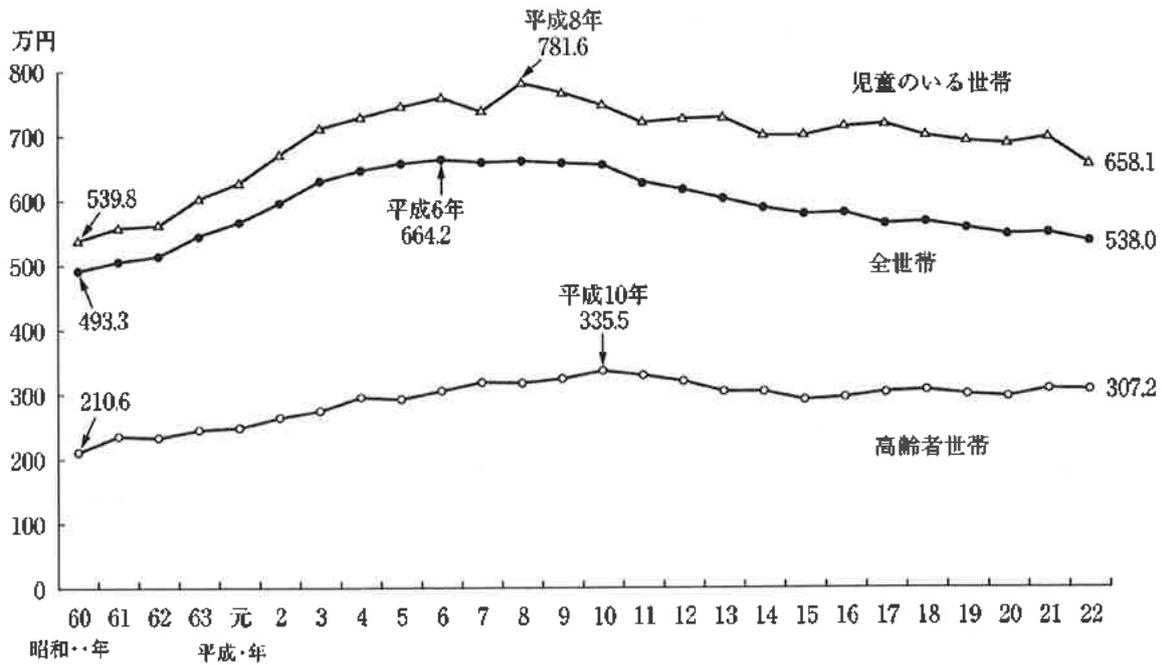
出所：厚生労働省「平成24年版 厚生労働白書」

資料3 我が国の人口ピラミッド



出所：総務省「人口推計」(平成24年10月1日現在)

資料4 1世帯当たり平均所得金額の年次推移



(注)1)平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 出所：厚生労働省「平成23年 国民生活基礎調査の概況」

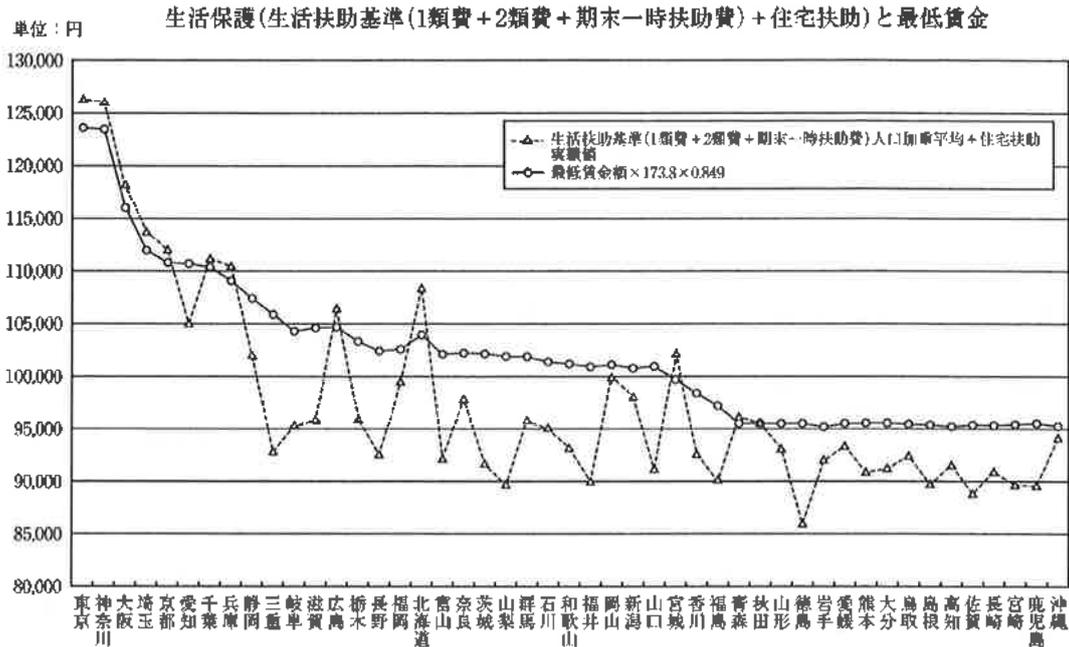
資料5 生活保護制度をめぐる最近の動向

(平成24年度月額)

	基礎年金月額(満額)	生活扶助基準額
単身 (65歳)	65,541円	62,640~80,820円
夫婦 (ともに65歳)	131,082円	94,500~121,940円

(注)家賃等を支払っている場合には、上記に加え住宅扶助が支給される。
 出所：国立国会図書館調査及び立法考査局『調査と情報 第776号』

資料6 生活保護と最低賃金



- (注)1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
 2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 3)生活保護のデータは平成22年度、最低賃金のデータは平成23年度のもの。
 4)0.849は時間額642円で月173.8時間働いた場合の平成22年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

出所:厚生労働省ホームページ「生活保護と最低賃金」

資料7 小野市福祉給付制度適正化条例(抄)

(市民及び地域社会の構成員の責務)

- 第5条 市民及び地域社会の構成員は、生活保護制度、児童扶養手当制度その他福祉制度が適正に運用されるよう、市及び関係機関の調査、指導等の業務に積極的に協力するものとする。
- 2 市民及び地域社会の構成員は、地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、相互に助け合い協力して、要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する者をいう。)を発見した場合は速やかに市又は民生委員(民生委員法(昭和23年法律第198号)の規定により厚生労働大臣の委嘱を受けた者をいう。)にその情報を提供するものとする。
- 3 市民及び地域社会の構成員は、受給者に係る偽りその他不正な手段による受給に関する疑い又は給付された金銭をパチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消してしまい、その後の生活の維持、安定向上を図ることに支障が生じる状況を常習的に引き起こしていると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

資料8 川崎市の生活保護に関する施策

生活保護受給者がギャンブルで浪費するのを見たら情報提供するように市民に求める兵庫県小野市の条例が注目を集めている。同市によれば全国から賛同の手紙などが多数寄せられ、他自治体へ導入を望む声もあるが、川崎市生活保護・自立支援室の相沢照代担当課長は「現場としては苦しい制度だ」と否定的だ。

(後略)

出所：『東京新聞』2013年4月9日

出題の趣旨（課題3）

本問は、生活保護をめぐる政策について、構造的要因の分析によって問題点を把握し、日本国憲法の理念に基づいて、いかなる評価と政策提言が可能かを考えることが求められるものである。

生活保護受給者数の推移については、「その他の世帯」等の増加に目を奪われがちだが、我が国が抱えている年齢別人口割合の構造的問題を踏まえた上で、来るべき経済・社会像を展望しなければならない。基礎年金受給額ならびに各地域での最低賃金と、生活扶助基準額の逆転現象の解消については、基本的人権（社会権）の尊重を所与として、思考の柔軟さと構想力が求められる。また、生活保護受給者をめぐる事例比較は、憲法上の理念に照らして、各比較対象の政策を客観的に分析・評価する能力を試す狙いがある。